

社会福祉法人 龍美 行動計画

《次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画》

1、計画期間 令和7年6月1日～令和12年3月31日までの5年間

2、内容

目標1：労働者1人当たりの月平均残業時間を5時間以内を目標とする。

【取組内容】

●令和7年6月～ 時間外労働の上限規則を職員周知する。

目標2：計画期間内に男性職員の育児休業取得100%を目標とする。

【取組内容】

●令和7年6月～ 男性職員も育児休業を取得できることを職員周知する。